



流 教 ス 第 5 8 号
令和6年11月29日

流山市生涯学習審議会
会 長 土 屋 薫 様

流山市教育委員会



流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について（諮問）
流山市生涯学習審議会条例（平成20年流山市条例第6号）第2条の
規定に基づき、下記の事項について貴審議会の御意見をいただきたく諮
問します。

記

1 諮問内容

「流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定」について貴審
議会の意見を求めるものです。

2 諮問理由

流山スポーツフィールドは、施設整備の計画段階から、未来を担う
子供達等に全天候型の人工芝サッカー場（1面）整備の要望を受けて
おり、実現に向け事業費の確保を進めてきました。

この度、令和2年度から募っていた寄附金額の状況を踏まえ、令和
7年度にA面を人工芝化し、令和8年度から新しく生まれ変わるA面
グラウンドを供用開始することに伴い、利用料金の設定を検討してい
ます。

そこで、「流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定」につい
て、御意見をいただきたいと思います。

流山市教育委員会
生涯学習部スポーツ振興課
担当：寺田、青木